

## 個品割賦販売契約約款 (USEN home Air (W) 用)

### (契約約款の適用等)

- 第1条 株式会社USEN NETWORKS（以下「当社」といいます。）は、この「個品割賦販売契約約款 (USEN home Air (W) 用)」（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者（当社が提供するUSEN home Air (W)（以下「本サービス」といいます。）の申込者であって、当社から商品を購入する者をいいます。以下同じとします。）と割賦販売に係る契約（以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。
- 2 当社は、合理的と認められる範囲で本約款を変更することができます。この場合には、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。
- 3 当社は、本約款を変更する場合には、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法またはその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

### (個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)

- 第2条 個品割賦販売契約の申込みは、当社の「USEN home Air (W) 利用規約」（以下「本利用規約」といいます。）に基づき、本利用規約に定める本利用契約の締結を申し込む者が、当社から商品を購入する場合に限り行うことができます。

### (契約の申込方法および承諾等)

- 第3条 購入者は、当社が指定するインターネット上のウェブサイト（以下「WEB販売画面」といいます。）への入力その他当社指定の方法より個品割賦販売契約の申込みをするものとします。
- 2 購入者は、当社から前項の申込内容等を確認するための書類の提出等を求められたときは、当社所定の方法により、遅滞なく提出等をするものとします。
- 3 当社は、次の場合には、個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
- ①クレジットカード会社がクレジットカード決済による購入者の賦払金の支払いを承認しないとき。
- ②その申込みをした者が賦払金（個品割賦販売契約に基づく分割払いに係る各回の商品代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- ③その申込みをした者がUSEN home Air (W) その他当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

- ④当社の業務遂行上支障があるとき。
- ⑤前各号に定める場合のほか、当社が不適当と判断したとき。

(契約の成立日)

第4条 個品割賦販売契約は、当社が購入者に対し商品を発送した日に成立するものとします。

(商品の引渡しおよび所有権の移転)

第5条 商品は、当社が個品割賦販売契約の申込みを確認した日の翌日から起算して通常2営業日（土日祝日、年末年始その他当社の休日以外を営業日とします。）以内に発送します。ただし、購入者が、受取希望日（当社が定める日以降の日に限ります。）を指定したときは、その受取希望日に商品を引き渡すことができるよう手配します。

- 2 商品の所有権は、商品の現実の引渡しが完了したときに当社から購入者に移転するものとします。
- 3 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品をその用法に従って適切に使用し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。
- 4 商品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは購入者の責めに帰すべき事由がある場合を除き当社の負担とし、引渡し後に生じたものは当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き購入者の負担とします。

(債権の譲渡)

第6条 購入者は、賦払金その他の当社が購入者に対して有する債権を、購入者へ通知または承諾の請求をすることなく、当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

(賦払金の支払方法)

第7条 購入者は、商品の受領後、賦払金を契約内容確認書に記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、クレジットカードにより、支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第8条 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との間の本利用契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、契約内容確認書に記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 2 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当社が本利

用契約を解除することができることに同意していただきます。

(届出事項の変更)

- 第9条 購入者は、個品割賦販売契約の申込みの内容その他の当社に届け出た情報（以下「届出事項」といいます。）に変更がある場合には、当社所定の方法により、変更後遅滞なく当社に届け出るものとします。
- 2 購入者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 3 購入者は、当社から届出事項の変更に関する事実を証明する書類の提示を求められたときは、これに応じるものとします。
- 4 購入者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその購入者の従前の届出事項に基づき書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその購入者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意するものとします。
- 5 購入者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった届出事項に基づき書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 6 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、届出事項が事実と異なっているものと判断したときは、本約款の規定により購入者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(契約上の地位の譲渡等)

- 第10条 購入者は、相続による場合を除き、個品割賦販売契約に係る契約上の地位を譲渡または移転することができないものとします。

(期限の利益の喪失)

- 第11条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ①支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ②購入者がその負担すべき金銭債務（賦払金を除きます。）の全部または一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。
- ③購入者に係る手形または小切手が不渡りとなったとき。
- ④購入者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったときまたは仮差押え、仮処分もしくは税等の滞納処分があったとき。

- ⑤購入者について破産または民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ①個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
- ②信用状態が著しく悪化したとき。
- 3 当社は、購入者が前二項各号のいずれかに該当したときは、個品割賦販売契約を解除することができるものとします。

(遅延損害金)

- 第12条 購入者は、賦払金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 2 購入者が、支払期日の到来前に期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金の残金全額に対し、法定利率を乗じて得た額の遅延損害金を支払うものとします。

(手数料の負担)

- 第13条 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したことにより払込票による支払いを求められた場合には、これに従っていただきます。この場合において、購入者は、本利用規約に規定する窓口支払手数料と同額の手数料を支払っていただきます。ただし、その払込票の発行について、本利用規約の規定により窓口支払手数料の支払いを要する場合は、この限りではありません。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

- 第14条 購入者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかになったときは、当社に商品の交換を申し出るか、または個品割賦販売契約を解除することができるものとします。

(合意管轄裁判所)

- 第15条 購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東

京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第16条 購入者は、個品割賦販売契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 2 購入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合には、当社はなんら催告することなく個品割賦販売契約を解除することができるものとします。
- ①反社会的勢力に属していること。
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
  - ③反社会的勢力を利用していること。
  - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - ⑥自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
- 3 前項各号のいずれかに該当した購入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。個品割賦販売契約が解除された場合には、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

附則

2026年1月26日制定